

《FAQ～よくある質問》

【項目】

1. 事業内容について
2. 参加者公募型事業について
3. 採択後について（変更など）
4. その他

1. 事業内容について

Q	県外から音楽団体を招いて「ジョイントコンサート」を行いたい。自分達の演奏が中心だが、ゲストにも2曲程度演奏してもらい、最後に2団体合同で3曲演奏する。助成対象になるか。
A	申請団体の演奏がプログラムの大半を占め、ゲスト演奏が一部に留まるので対象になります。ゲストの演奏が中心になる場合は「鑑賞型事業」とみなされ、採択が難しくなります。 (補足) ・ 合同演奏が無い場合、ゲストに係る経費（楽器運搬費等）は対象外経費です。 ・ 神楽大会の場合、申請団体より招聘社中が中心になると、採択出来ません。
Q	いわゆる「コンクール」は助成対象となるか？
A	コンクール、コンテスト等 <u>審査のみ</u> を目的として行われるものは対象外です。写真や絵画の公募展を行い、その付属として「〇〇大賞」などを選出する場合は対象となります。 (※但し、賞品・賞状代は対象外経費です。)
Q	島根では広まっていない踊りを知ってもらおうと、県外からプロを招き講習会を行いたい。対象になるか。また条件はあるか。
A	一般市民に開放されたものであれば対象となりますが、申請団体や特定団体の会員など受講者が限定される場合は対象となりません。 (公募のポイント) 公募方法としては、SNS等での発信やチラシ配布、新聞広告等、不特定多数に広く知れ渡る方法とします。周知先が限定され、参加者が特定される様な方法は公募と認めません。
Q	出雲で活動する団体だが、益田で展示事業を実施したい。助成の対象になるか。
A	対象になります。出雲から益田までの移動経費も、以下の条件に合えば対象経費となります。 ●事業の条件 ・ 活動拠点から 50キロ以上離れて行う自主公演やワークショップ、展示事業であること。 ●移動にかかる旅費等の助成金額 ・ 交通費、宿泊費については 20万円を上限とする。(会場費や印刷費は別計算とする。) ●移動手段 ・ 主に公共交通機関、貸切バス、レンタカー（業者）とし、業者の領収書が必要。 ●対象とする人員 ・ 出演者や講師役の会員、事業遂行に必須な会員のみ。保護者や付き添いは対象外とする。 ●宿泊費の条件 ・ 本番の終了時間が遅く日帰りが不可能な場合、公演日が複数日に亘る場合など特殊な事情に限る。(隠岐は特に考慮する。) ●その他条件 ・ 練習や打合せ（視察）で発生する移動旅費は対象外。 ・ 旅費の申請は団体任意とし、距離計算も団体で行い、積算根拠が分かる見積書などを添付する。 ・ 申請時点で日程や移動手段が曖昧な場合は助成対象としない。

	★移動旅費を申請に含めたい場合は、できるだけ早いうちにご相談ください。
Q	賛助出演する子どもに謝礼を出したいが、助成対象経費になるか。
A	未成年への謝礼（図書カードや菓子など含め）は原則対象経費になりません。
Q	屋台や花火、ステージで地元団体がダンスや神楽などパフォーマンスを行う。助成対象になるか。
A	屋台や花火はそもそも助成対象外です。娯楽性が強いので助成対象にはなりません。
Q	① 募金活動を目的としたチャリティーコンサート（慈善事業）は対象となるか？ ② 施設への慰問活動は対象となるか？
A	①②とも、事業の目的が「文化振興」と異なるため、対象になりません。 尚、チャリティー目的でない事業で、会場に募金箱を設置する程度であれば認めます。
Q	演奏会のため団体所有の楽器を修理したいが、その修理費は助成対象になるか。
A	需要費であっても修繕費などは対象経費にはならず、申請予算書にも記入できません。
Q	3つの分野（地域・芸術・国際）のうち、自分たちの事業がどれに該当するか判断できない。申請書が書きにくいがどうしたらいいか。
A	事業内容に応じて申請書類の作成をサポートします。できれば申請受付開始の2ヵ月前にはご相談ください。（書類を完成させるのには時間がかかります。）

2. 参加者公募型事業について

Q	「参加者公募事業」について、公募対象者の年齢に多少制限があるがそれは認められるか。
A	募集対象の年齢制限は問題ありません。演目によって年齢や性別など要件に制限が発生するのは許容範囲です。
Q	公募作品展はこれに該当するか？
A	既存の作品を集めるものは該当しません。出演団体を集め発表してもらう事業も該当しません。

3. 採択後について

Q	助成決定を受けた後、事業内容を変更してもよいか。
A	助成に影響しない軽微な変更は認めますが、再度審査が必要になりそうな変更であれば一旦助成を取り消すことになります。 変更が生じそうになった時点で、まずは急ぎ事務局までご連絡ください。助成への影響有無を判断します。 申請後、そのようなことが無いよう、確実な計画でお申し込み願います。
Q	助成決定後、予算が大きく変わったが、変更の報告は必要か。
A	予算に関する変更の届は不要です。ただ、事業費や対象経費が大幅に変わると助成額に影響することがありますので、不安でしたらご相談ください。最終給付額に影響が生じるかどうか、確認いたします。

4. その他

Q	2022・2023・2025 年度と 3 回助成を受けた。次に申込みできるのは何年度の募集から？
A	最後に助成を受けて 3 年経過後ですので、2029 年度からとなります。 ※2026 年度から 3 回助成後の待機期間が 5 年から 3 年に短縮となりました。
Q	活動拠点は島根だが、10 人の構成員中、県外居住者が 3 人いる。対象団体と見なされるか。
A	10 人中 3 人程度は問題ありません。但し、代表者・副代表者など団体の中心人物が県外居住者である場合、詳細を確認させていただき採択の可否を判断します。
Q	文化ファンドの助成対象にならない備品購入をクラウドファンディングで賄うのは問題無いか。
A	原則、問題ありません。 クラウドファンディングを併用される場合は、対象経費の見極めのため、全体予算を確認させていただきますので、必ず事前に申告願います。